

第1回東京都ひとり親家庭自立支援計画  
(第5期) 検討委員会

令和6年6月20日(木)  
都庁第一本庁舎33階特別会議室N1

午前9時59分開会

○岡本課長 それでは、お待たせいたしました。皆様おそろいになりましたので、始めさせていただきます。第1回「東京都ひとり親家庭自立支援計画（第5期）検討委員会」を開催させていただきます。

本日は、お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。着座にて失礼いたします。

私、本委員会の事務局を務めます福祉局子供・子育て支援部育成支援課長の岡本でございます。議事に入るまでの間、進行を務めさせていただきますのでどうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議は、来庁とオンラインを交えたウェブ会議形式での開催となっております。

まず初めに、お手元の配付資料の確認をお願いいたします。ウェブで御参加の委員にはメールで事前に資料をお送りさせていただいております。

資料の1枚目、次第に配付資料の一覧を記載しております。本日、次第に記載のとおり、議事用の資料が資料1から資料8まで、そのほか参考資料として別冊で1から6までございまして、6というのは現行計画の冊子を置かせていただいております。資料の不足がございましたら、その都度お知らせいただければと思います。

続きまして、資料2の委員名簿によりまして委員の皆様を御紹介させていただきます。

まず外部の委員の先生方から五十音順で御紹介させていただきます。

聖隷クリストファー大学社会福祉学部准教授、泉谷委員でございます。

○泉谷委員 泉谷です。よろしくお願いいたします。

○岡本課長 続きまして、福生市子ども家庭部こども家庭センター課長の木村委員でございます。

○木村委員 木村でございます。よろしくお願いいたします。

○岡本課長 千代田区子ども部子育て推進課長、小阿瀬委員でございますが、本日は業務都合により欠席との御連絡をいただいております。

続きまして、東京労働局職業安定部職業安定課長、森委員でございますが、ウェブでの御出席でございます。

続きまして、東洋大学名誉教授、森田委員でございます。

○森田委員 おはようございます。よろしくお願いいたします。

○岡本課長 社会福祉法人同胞援護婦人連盟母子生活支援施設リフレここのえ施設長、横井委員でございます。

○横井委員 よろしくお願ひします。

○岡本課長 続きまして、東京都の委員を御紹介いたします。

住宅政策本部住宅企画部企画担当課長、小川委員でございます。

○小川委員 小川です。よろしくお願いいたします。

○岡本課長 同じく住宅政策本部都営住宅経営部管理制度担当課長、吉川委員でございます。

す。

- 吉川委員 吉川でございます。よろしくお願ひいたします。
- 岡本課長 産業労働局雇用就業部就業施策調整担当課長、石島委員でございます。
- 石島委員 石島と申します。よろしくお願ひします。
- 岡本課長 福祉局生活福祉部企画課長、畑中委員でございます。
- 畑中委員 畑中でございます。よろしくお願ひいたします。
- 岡本課長 福祉局子供・子育て施策推進担当部長、瀬川委員でございます。
- 瀬川委員 瀬川です。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 岡本課長 続きまして、事務局を御紹介いたします。

子供・子育て支援部育成支援課ひとり親福祉担当課長代理の矢口と、担当の水口でございます。

- 事務局（矢口） よろしくお願ひいたします。
- 事務局（水口） よろしくお願ひいたします。
- 岡本課長 それでは、ここで子供・子育て施策推進担当部長、瀬川より一言御挨拶申し上げます。
- 瀬川委員 改めまして、東京都子供・子育て施策推進担当部長の瀬川でございます。

委員という立場にはなっておりますけれども、東京都におけるひとり親家庭への支援施策を所管している身でもございますので、代表して最初に一言御挨拶を申し上げます。

まず、委員の皆様方には日頃より東京都の子供・子育て施策に御理解、御協力を賜りまして誠にどうもありがとうございます。

都では、ひとり親家庭に関する計画といたしまして、平成17年に第1期の計画を策定して以降、5年ごとに計画をつくってきたといった歴史がございます。現在につきましては、令和2年度から開始されました第4期の計画の最終年度に当たっております。この間、国においては昨年12月、総合的かつ一体的に子供施策を進めることを目的といたしましたこども大綱が閣議決定されたということで、ひとり親家庭への支援につきましても子供施策に関する重要施策の一つとして位置づけられたところでございます。

一人で子育てと家計を支える必要のあるひとり家庭は、生活全般に係る様々な課題、困難な状況を抱えているというふうに見てございまして、ひとり親家庭を支援していくための施策がここにお集まりいただいております委員の皆様方をはじめとする多くの機関によって支えられているものと認識をしております。

しかし、昨今、ひとり親家庭を取り巻く状況を見てまいりますと、就業率は高いものの、特に母子家庭におきましては非正規の雇用の割合が高く、不安定な雇用条件で就労されている方が多くいらっしゃるほか、最近の物価高騰の影響も直撃を受けて大変厳しい状況にあるものと推察をしております。

また、支援が必要なひとり親家庭を確実に支援につなげていくためには事業周知は欠かせないものですが、まだまだ課題があるものと考えております。

第5期のこの計画策定に向けた検討委員会の中で、皆様方からの忌憚のない御意見をいただきまして、今後必要とされている支援の今後の方向性を検討し、都の進むべき指針となる計画を策定していきたいと思っておりますので、何とぞ委員の皆様方、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

○岡本課長 それでは、次に今回は初回ですので資料1「東京都ひとり親家庭自立支援計画（第5期）検討委員会設置要綱」の第3条の3に基づきまして、委員長を委員の互選により決定したいと思います。

どなたか御推薦の御発言等がありましたらお願いいたします。

横井委員、お願いいたします。

○横井委員 リフレここのえの横井です。

森田委員長を推薦させていただきます。理由は、第4期から関わっているということと、第5期との整合性が分かるということと、それから先生は長いこと若年の母子に関わっています。それから、各国の母子生活支援施設の研究とか、日本の母子生活支援施設の研究とかもなさっていますので、今回委員長には適任だと考えております。以上です。

○岡本課長 横井委員、ありがとうございます。

ただいま横井委員から、委員長には森田委員にとの御推薦がございました。もし御異議なければそのように決めさせていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

（委員異議なし）

○岡本課長 それでは、森田委員長、ぜひよろしくお願いいたします。

続きまして副委員長でございますが、設置要綱第3条の3によりまして、副委員長は委員長の指名によるものとされております。

森田委員長、副委員長の御指名をお願いできればと思います。

○森田委員長 私と、もう一人、専門家として今回参加をさせていただいている泉谷委員にお願いをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○岡本課長 ただいま森田委員長から、副委員長に泉谷委員が指名されましたので、泉谷委員、ぜひよろしくお願いいたします。

それでは、森田委員長から一言御挨拶をお願いいたします。

○森田委員長 東洋大学の森田でございます。

私は長く子供の福祉の分野から、子供と家庭というところは絶対に接続させなければいけないところでして、先ほども今回御参加の皆さんとちょっとお話をしていたのですが、ちょうど1990年代にこの家族を支える仕組みについていろいろな当事者の方々、特に子供たちだとか、あるいは保護者の方々ですね。当時、母子、父子ですが、ほとんど父子には何の政策もない中で一生懸命子育てをされている方々の調査とか、あるいは政策の研究というのを、ちょうど当時はアメリカと日本、そしてその後デンマークとか韓国とかに広げまして、そして世界の中で日本の状態は一体どうしたらいいのかということとをずっと議論してきた立ち位置にあります。

3期くらいからお手伝いをしたと思っていますけれども、4期のときに本当にいろいろな調査だとか、様々な現場にも出かけさせていただいて政策をつくらせていただいて、その成果が一体どこまでできたのかということをしっかり今回見据えながら次の期の政策ということを考えさせていただきたいと思っています。

本当に長くやってきましたが、先ほど部長からお話がありましたように、子供の貧困の中でも特にひとり親家庭の貧困というのはかなり深刻な状況に今なっていますので、そういった意味ではこの計画というものがとても大事なところに位置づくだろうと思っています。

私は子供政策連携室の定点調査とか、様々な子供の参加意見表明というところにも関わらせていただいて、このところ東京都の子供施策の展開というところには本当に目を見張るものがあると思っていますので、こういったところと連携させながらひとり親家庭が元気になるような形での政策というものをぜひ皆さんと力を合わせて議論し、新しいものをつくり上げたいと思っていますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○岡本課長 森田委員長、ありがとうございました。

では、続いて泉谷副委員長から一言御挨拶をお願いいたします。

○泉谷副委員長 御紹介にあずかりました、聖隷クリストファー大学の泉谷と申します。

今、森田委員長が長くひとり親世帯の研究とか取組をされてきたのを私は学生時代から拝読して、自分もそんなひとり親の関係の研究にずっと携わらせていただいてきていたなと思いながら、今、森田委員長のお話を聞いていました。

東京都のひとり親の関係で言うと、就労の関係の部分のお手伝いとかを幾つかさせていただいたりしておりますが、個人的には母子生活支援施設の研究などをさせていただいているので、複合的に課題を抱えているひとり親家庭の支援というものを随分やってきましたけれども、就労の関係のお手伝いをさせていただいたところで、母子家庭、ひとり親家庭は本当に多様ななと思っています、その少ない中でも多様なニーズがある人たちに応えていくことが、さっき森田委員長のお話にあった子供の貧困のところを解消していくことにつながっていくのかなと思いながら、森田委員長のお話を伺っていました。

森田委員長に私はいろいろとまだまだ教えていただくことがあるなと思いながら今回参加させていただいておりますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

○岡本課長 ありがとうございます。

それでは、この後の進行は森田委員長にお願いしたいと思います。森田委員長、よろしくお願ひいたします。

○森田委員長 それでは、限られた時間ではありますけれども、皆さんと議論を重ねていきたいと思っています。たくさん資料を用意していただいておりますが、今日の議事ですが、議題に沿って進めてまいりたいと思います。

まず議題1の「ひとり親家庭自立支援計画（第5期）の策定について」ということで、

事務局のほうから御説明をお願いいたします。

○岡本課長 では、事務局より御説明いたします。

まず資料3の「東京都ひとり親家庭自立支援計画（第5期）の策定について」という資料を御覧いただければと思います。

東京都ひとり親家庭自立支援計画の性格でございますが、「ひとり親家庭の現状を踏まえつつ、ひとり親が安定した就労や生活の下で、子供を健全に育むことができるよう、都が行うべき施策の方向性と区市町村等に対する支援策について定める計画」という性格になっております。

計画の位置付けとしては、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」第12条に基づく「自立促進計画」でございます。東京都の策定しております『未来の東京』戦略をはじめ、「東京都子供・子育て支援総合計画」や「東京都社会的養育推進計画」など、関連する計画との整合を図ってまいるのでございます。

第5期の計画期間につきましては、令和7年度から令和11年度までの5年間となっております。本計画の策定に当たりましては、この検討委員会の御意見を参考にいたしまして都が策定するものとしております。

計画策定までのスケジュールでございますが、資料にありますとおり、まず本日第1回目を6月20日に開催させていただきまして、ひとり親家庭の現状や課題を皆様から御意見をいただいた上で、第4期計画のひとり親家庭支援施策の実施状況ですとか、関係機関への調査、ヒアリング等を今後行っていきたいと考えておりますので、その辺りを御意見いただければと思っております。

また、第2回目は8月上旬頃を考えておりまして、その際に母子・父子福祉団体からのヒアリングを予定しております。また、母子生活支援施設に関しましても、この計画の中に位置づけてございますが、母子生活支援施設に関する議事につきましては2回目に中心に行いたいと考えております。2回目で、現状を踏まえた課題の整理と今後の方向性という辺りの御意見をいただきまして、第3回目は10月中旬頃に計画の骨子案を御検討いただき、年末の12月中旬頃に計画の素案をお示ししまして御意見をいただきたいと思っております。そして、年明けの2月頃にパブリックコメントを実施いたしまして、計画の策定・公表は年度末を予定しております。

続きまして、資料4を御覧いただければと思います。

先ほど申し上げましたとおり、東京都が策定している他の関連する計画との整合性を図って計画の策定を進めてまいります。今年度ひとり親家庭自立支援計画のほかに子供・子育て分野は他の計画も策定が予定されております。まず、子供・子育て支援総合計画、そして社会的養育推進計画と、今回のひとり親家庭自立支援計画、この3計画の策定を予定しておりまして、それぞれ関連するところは整合性を図るということですので、それぞれの計画の検討状況なども必要に応じて共有させていただきたいと考えております。

議事1につきまして、事務局からの御説明は以上でございます。よろしく願いいたし

ます。

○森田委員長 ありがとうございます。

今、検討会の設置の目的である第5期の計画について御説明いただきました。今の事務局からの御説明に対して、御質問や御意見などございましたらお願いできますでしょうか。よろしいですか。

それでは、御意見がないということで先に進めたいと思います。議事の2ということで進めさせていただいてよろしいでしょうか。

それでは、「ひとり親家庭の現状及び第4期計画以降のひとり親家庭支援施策の実施状況」について、これも事務局から説明を受けた後、委員の皆様から御意見を頂戴したいと思います。

それでは、事務局のほうから御説明をお願いいたします。

○岡本課長 それでは、「ひとり親家庭の現状及び第4期計画以降のひとり親家庭支援施策の実施状況」についてということで御説明させていただきます。

まずは資料5の「直近の調査に基づくひとり親家庭の現状」というA4縦になっている資料を御覧いただければと思います。

ひとり親家庭に関する調査ですとか統計で最近のものをある程度抜粋しまして、関連する部分を紹介させていただきたいと思っております。

まず、おめぐりいただきまして「東京都における婚姻件数」ですとか離婚件数というのはこちらにあるとおりでございます。令和4年度の離婚件数というのは19,255組となっております。

母子世帯、父子世帯の数の推移というものが2ページ目に記載がございますけれども、母子世帯と父子世帯は国勢調査と、あとは東京都福祉保健基礎調査などから推計している数字と2種類のデータがございますけれども、こちらには国勢調査の結果をお示ししております。

国勢調査の結果、最近の令和2年のデータでございますけれども、母子世帯の数が東京都では約5万3000世帯、父子世帯のほうは約5,900世帯となっております。母子、父子世帯というのは未婚の20歳未満のお子さんがいらっしゃる世帯というデータとなっております。

続きまして、「ひとり親世帯の所得状況」でございます。

総数と、母子世帯、父子世帯というふうに分けて記載しておりますが、真ん中の帯のグラフが母子世帯の状況となっております。母子世帯の収入については100万円から200万円未満というところが20.5%ということで、そこが一番のボリュームゾーンとなっております。また、400万円未満というところまでが50%弱を占めております。東京都福祉保健基礎調査は5年に1度調査しているものでございますが、前回調査の29年度と比べますとやや改善傾向にはあるものの、依然として収入状況が厳しいという状況が見て取れます。

続きまして、4ページに「ひとり親世帯の就労状況」をまとめております。

就業の状況としましては、父子、母子世帯、ともに9割を超える家庭が就業していらっ

しゃいますけれども、母子世帯についてはパート、アルバイトの割合が3割以上ということになっております。そして、正規職員の割合というのが43.2%ということで、父子世帯に比べて正規職員の割合が低く、雇用状況が不安定というような状況でございます。

また、4ページ目の下のところに、働いている世帯で転職の希望があるかをお聞きしておりますけれども、母子世帯に関しては転職の希望があるというところが3分の1程度となっております。

続きまして、5ページに「住居の種類」というものをまとめております。

住居としましては、ひとり親世帯は共同住宅にお住まいのところが35%ということで最も多いのですが、やはり特徴的な部分としましては、都・区市町村の公営賃貸住宅ですとか、公社などの公的な賃貸住宅にお住まいの方の割合が両親世帯に比べてひとり親世帯は高くなっているというような状況でございます。

次に、5ページの下に「養育費の取得状況」のグラフを載せております。

養育費の取得状況につきましては、「受けている」というふうにお答えになった御家庭が3分の1程度でございます。こちらも5年前の調査と比べますと増えてはきておりますが、いまだに3分の1程度ということで、まだまだ数は少ない状況でございます。

6ページは「親子交流の実施状況」についてで、親子交流の取決めをしてあるかどうかという辺りをまとめております。母子で親子交流を実施していないところの理由としましては、「相手が親子交流を希望しない」ですとか「相手と関わりたくない」といったような御意見があったということでございます。

続きまして、7ページでございます。

こちらは、ひとり親になったときと現在と悩んでいることや困っていることを御質問した結果でございます。

悩みや困ったことが「あった」というお答えが約8割になっておりまして、困ったことの理由の一番多いのがやはり「家計について」ということを挙げていらっしゃる御家庭が多く、次に「仕事について」というのがひとり親になった時点で困っていることです。

現在ということになりますと、グラフですと網掛けになっているほうが現在困っていることなのですけれども、現在のお困り事ということになると、「子供の教育・進路・就職について」というのがかなり増えてきているというような状況でございます。

こちらはグラフにはないのですが、母子と父子と別々に分けてみますと、父子家庭の父ですとまた少し傾向が違っておりまして、父子家庭の父の一番困ったことというのが「家事について」ということになっておりますので、少しやはり母子と父子では傾向が異なるような状況がございます。

8ページに「ひとり親と福祉施策のつながり」についてということでグラフを載せております。

少し画像が見えづらいところがあって申し訳ないのですが、このひとり親福祉関係の公的制度について、利用の有無ですとか、利用したことがない方の理由などをお聞き

しております。グラフの上のほうにある生活保護ですとか児童扶養手当、育成手当、医療助成などはかなり認知度も高く、手当ですとか医療助成というのは、白くなっている部分ですけれども、ひとり親家庭で利用をしたことがある方がかなり多くなっております。

ただ、それ以降のひとり親家庭のホームヘルプサービスですとか、母子、父子の自立支援プログラムですとか、就労関係の支援ですとか、かなりメニューはいろいろあるのですが、こちらのほうはかなり利用率が低くなっておりまして、特に真ん中より少し右側のところの斜めの太いしまになっている部分というのが、制度を知らなかった、知らなくて利用したことがないというようなどころになっておりまして、やはり認知度が少し低いというのがこちらのグラフから見てとれるかと思えます。

続きまして9ページ目ですが、こちらは「子供と過ごす時間」についてお聞きしている御質問の結果です。

子供と過ごす時間というのがなかなか取れていないと回答されている方が半数を超えておりまして、母子家庭の母の場合は、母の年齢が上がるほど「会話・やりとりは十分にできていないと思う」と回答する割合が高くなっております。

最後に、「コロナ禍前後での状況の変化」ということで幾つか御質問した中で、特に顕著であったのが、コロナ禍前後の状況として悩みやストレスが「増えた」という御家庭がかなり多くなっておりまして、全体的に7割程度となっております。

参考資料のほうに今、抜粋した資料のもう少し詳しい資料もおつけしておりますので、適宜御参考までに御覧いただければと思えます。

続きまして、資料6について簡単に御説明させていただきます。

資料6は、6-1から6-4まで御用意しております。

資料6-1は現行の「東京都ひとり親家庭自立支援計画（第4期）の概要」でございます。

第4期の計画につきましては、こちらの資料の右側にありますとおり4つの施策分野を柱としておりまして、1つ目は「相談体制の整備」、2つ目に「就業支援」、3つ目に「子育て支援・生活の場の整備」、4つ目に「経済的支援」というところで様々な施策を進めております。

それぞれの施策の柱ごとにどういった事業が行われているかというのを記載しているのが資料6-2ということで少し細かくなっておりますが、こちらの資料でございます。

それぞれの分野ごとに事業と、この計画策定後の実績というものを載せております。後ほど意見交換の際に御参考までに御覧いただければと思えます。

続きまして、資料6-3というのが第4期の策定以降に新規事業として開始しているもので、ひとり親に関連する施策の主なものを掲載させていただいております。

この中で資料6-4は、こちらの福祉局育成支援課で所管している事業ですが、計画策定以降に始めた事業の主なものということで御紹介するために事業の資料をおつけしております。

これは開始年度が令和4年度でございますけれども、コロナ禍を踏まえまして民間団体が行った調査の中で、やはり新型コロナによる雇用や収入への影響があったというような御家庭が多く、特に母子世帯において就労が厳しい状況があるということも踏まえまして、コロナ禍で雇用が不安定となったひとり親を支援するためということで開始した事業でございます。

先ほど冒頭の御挨拶でも部長が申し上げましたとおり、ひとり親は子育てと生計の担い手と、両方役割を担っていることで負担が大きいことですので、コロナ禍以前からひとり親家庭は両親世帯に比べて収入が低い傾向があるのですけれども、それがより顕著になっているというような傾向も踏まえて、ひとり親家庭の就業先の選択肢拡大のために、就職や転職を希望する方が希望や適性に応じた支援を受けながら自立できるようにということで行っている事業でございます。令和4年度から開始しておりますので、今年度は3年目となっております。

主な特徴としては、スキルアップ訓練を行っておりまして、例えば介護ですとか、ウェブ関係の資格ですとか、幾つかメニューを御用意しまして、御希望に応じたメニューをエントリーしていただいて、スキルアップ訓練などを受けながら資格なども取得しまして、その後、御希望に応じた求人を御紹介してマッチングして、就職した後もアフターフォローするというような事業になっております。

続きまして、資料7を御覧ください。

今、少し調査の結果なども御説明させていただいたところですが、「ひとり親家庭の現状と第5期計画策定に向けた課題」ということで、まず「ひとり親家庭の現状」につきましては先ほど資料5で御説明した内容の主なものを記載させていただいております。そのほかに第4期計画以降の国の動きとしまして、1つはこども大綱が閣議決定されまして、ひとり親家庭の支援についても子供施策に関する重要施策として位置づけられたこと、また少し大きな最近の動きとしましては、民法等の一部を改正する法律が成立しておりまして、離婚後の父母の養育に関する責務の明確化ということで、親権ですとか監護、養育費、親子交流といったような規定が見直しをされるというような動きがありまして、ひとり親家庭に影響を与えるような制度改正が行われたと考えております。

それらを踏まえまして、資料の下段のほうに枠で囲った部分ですが、「第5期計画策定に向けた課題」というのを事務局の整理として記載しております。先ほど、第4期計画が4本の柱で事業を行っているということで御説明しましたが、その4本の柱ごとに事業や現状や課題を踏まえまして、どういったことを今後検討していく必要があるかというようなところを少し例示させていただいているものでございます。

「相談体制の整備」につきましては、やはりSNSですとか多様な相談体制ということ強化しまして、相談をしやすくするような体制の強化というものが必要かと考えております。

また、親子交流の推進ですとか、養育費の履行確保のための支援として相談体制というものをつくっていく必要があるかと考えております。

また、民法改正後の制度、まだ施行は少し先にはなりますけれども、いろいろ制度改正に伴う不安を感じていらっしゃる当事者の方も多いかとは思っているのですが、この制度がどうなっていくかというようなことを、相談を受ける側の行政の窓口等の職員もまだなかなか把握し切れていないところがございますので、そういった支援者の資質の向上というのも課題になってくると考えております。

「就業支援」につきましては、ひとり親ですとか、ひとり親に限定しない就労が困難な方への就労支援は様々用意されているのですが、就業をするということだけではなくて一人一人の希望や適性に応じた就業支援というところが必要になってくるのではないかと感じております。

「子育て支援・生活の場の整備」という面では、ひとり親家庭の親だけではなくて子供の目線に立った支援策を検討していく必要があるのではないかとということと、また、今、子供の居場所支援でいろいろ学習支援ですとかこども食堂の取組が進んでおりますけれども、ひとり親家庭も含めた支援が必要な子供の居場所の確保ですとか学習支援というものが重要であると感じております。

また、「経済的支援」としましては相談体制の部分とも重なりますけれども、養育費の履行確保のための支援というものを今後も取組を進めていく必要があるということで、事務局で資料をまとめさせていただきました。

事務局からの御説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○森田委員長 ありがとうございます。

調査の結果は施策の成果にもつながっていくと思いますので、そういう意味で施策がどこに効果を出してきているのかということと、その間に起きてきている様々な政策の影響や社会全体の影響が子供たち、あるいはひとり親家庭全般に大きな影響を与えるわけですが、その結果がどうなっているのか。そして、それを踏まえて第5期はどんな柱を設定しなければいけないかということについて、事務局で少しまとめていただいたものが出されました。

私も、事前にお話を聞き様々な意見を出させていただいて、意見交換を事前にさせていただいたりしていますので、本当に事務局には大変お手をかけて、そして状況分析ということをしていただいたと思っていますが、皆さんからこのことに対する御質問、御意見、あるいは御感想を含めて御意見いただけたらどうかと思いますけれども、いかがでしょうか。

泉谷委員、ありますか。

○泉谷副委員長 就業支援に関して、ひとり親の家庭の中にDVを経験した方ですとか、あとは、疾患や障害を抱えられているお母さん、お父さんがひとり親としてお子さんを育てている家庭というのは少なくないと思っています。

というのは、社会的養護と言われる児童養護施設などにいるお子さんたちの多くは、実

はひとり親家庭から来ている子が多いです。やはり就業支援には本当に労働サイドと障害の分野の就業支援とタッグを組んでいかないと、その親御さんの状況に応じた就労の支援というのはなかなか難しいのかなということを、支援をされていらっしゃる皆さんからお聞きするときに少し思っています。

2002年に出された母子家庭等自立支援対策大綱の中で、就労自立を目指すということがありましたので、就労自立をして経済的に自立をするということがひとり親家庭の目指すところとなっているのですが、やはり実情として障害とか疾患を抱えているひとり親の親御さんが社会参加をしていく姿を見て育つことが、子供たちにとってはとても大事で、お母さん、お父さんなりに社会との接点がある、自分たちもそういうふうには仕事とかをしていくんだということを親御さんやいろいろな方が関わる中で、仕事の多様性というのがあるんだということを子供たちが知るといことはとても大事なのかなと思っております。

ですから、就業支援は実は親御さんの支援だけではなくて、子供たちの就労に対しての意識づけも加えていく必要があるのではないかと思っています。

以上です。

○森田委員長 ありがとうございます。

横井委員、何かありますか。どうぞ。

○横井委員 横井です。

東京都には母子生活支援施設が32施設あります。全国では約200施設と言われています。

どういう方が入所するかというと、10代、20代、30代が4分の3くらいと、非常に若い方が多いです。プラスDV被害による入所が全国的には56%くらいと言われています。東京もそれに変わらないくらいDV被害で入所するのですが、泉谷委員がおっしゃるように二次的な命題というのは結構ありまして、私どものところは20世帯入所していますが、10世帯は鬱や精神疾患、のある方が多いです。

そういう方に就労支援をしていくにあたり、就労するのに保育園に入って、入れない場合は補助保育をして就労を支えていく等いるのですが、現状、外国籍の方も2割、3割入所しますので、その方たちの2世、3世の方たちが若年の母子になっている状況もあるので、外国籍の方の支援というところも併せて考えていかなければならないと考えています。

それから、母子生活支援施設は第4期のときに森田委員長がつながるというテーマを掲げていましたけれども、経営的な課題が実はありまして、東京都内の入所率は平均すると69%なのですが、区部は50%台です。非常に経営的に不安定な状況がある。

第4期のときにも解決すべき課題という中で、入所させる側の課題として、窓口である福祉事務所の市区町村の母子父子自立支援員につながらない。全ての子育て世帯に対応できる施設として脱皮してくださいと最近こども家庭庁は言っていますが、母子生活支援施設はDV被害者保護施設、隠さなければいけないというイメージが変わらないという中で、入所につなげることに経営的な課題があります。

内部的には施設の高機能化、多機能化ということが言われていて、ショートステイとかトワイライトステイを実施している施設はありますけれども、全ての施設が行っているわけではないので、この辺りをどういうふうに施設側が考え、地域の母子世帯、父子世帯に機能を拡大していくのかというのは課題であると思います。

それから2つ母子生活支援施設の部会の中で懸念していることは、共同親権に関しては新聞等々でかなり懸念することがあります。共同親権になって、居住の指定で居所が分かると非常に危険です。

共同親権についての学習をしたいと非常に部会としては思っていて、支援者の支援とか学習、研修というのは先ほど事務局の岡本課長が仰っていたので、参加したいと思っております。

最後に、切れ目のない支援について、社会的養育推進計画の部分でも書かれていると思うのですが、妊産婦からつながっていくところで事例を言いますと、公立病院の医療ソーシャルワーカー、都内に周産期の病院が14あり、その中で飛び込み出産が年間98例、大塚病院は54例抱えていて、4日間で退院しなければいけない中、救急車で運ばれてきている親に判断を迫らなければいけない。

そうすると、大体が児童相談所措置や乳児院入所となり、妊産婦が考える時間がないというような話がある。そこで母子生活支援施設は切れ目のない妊産婦の支援をどう行っていくのが課題になっていると思っていて、全国の協議員総会の資料の最初に、妊産婦等生活援助事業という国の制度があり、まだ全国的には数か所しか活用し切れていない。そういう中で、若年の母子というところ、この辺りは泉谷委員が専門だと思うのですが、妊娠期からのひとり親の支援をこの中で議論していただきたいと思っております。

○森田委員長 ありがとうございます。

今、御質問や感想をいただいたのですが、ここから少し時間を取らせていただいて、皆さんの自己紹介を含めて今の取組、そして今後の課題等を今日御参加の皆さんから一言ずつ頂戴したいと思っておりますので、木村委員のからお願いしてよろしいでしょうか。この名簿順でお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○木村委員 では、失礼いたします。

私は、福生市のこども家庭センター課というところで課長をしております木村と申します。よろしく願いいたします。

福生市におきましては、国の法改正によりまして6年の4月からこども家庭センターという形で児童福祉部門と母子保健の部門が一体となった形で運営を始めました。当市の場合には比較的行政規模が小さく行政面積も小さいということで、大きい市町村とは違いました。もともと児童福祉部門と母子保健部門、児童福祉のほうに女性の支援、母子父子支援部門もいたのですが、同じ事務所に集まることができ、市の中1か所で全て済むということになっております。

それで部門がつながることによって、まず改革としまして1つは同じ地区担当保健師が

妊娠届出から小学校の就学につなげるところまで受け持つことにしました。それで、同じ顔が見えるということで少しでも顔つなぎができる。その親との関係を途切れさせないようにするというところを重点に置いております。

その中で虐待問題、母子父子の問題、家庭の問題がかなり大きなウエートを占めております。やはり先ほど泉谷委員がおっしゃったとおり、親の精神疾患の問題が非常に特性あるというか、その課題が関連されている方が多いです。同じフロアにいますので、情報交換がその中でリアルタイムにできているということで、成果が相当現われているような状態でございます。

母子父子のほうに関しましては、やはり一番、母子父子のほうで絡みがあるところが手当の関係の母子父子なのですね。それで、現場の担当から聞くと、母子保健のほうでつかんだとしてもなかなかつかみ切れないというところで、連携をもう少し密にしていけたらというような話も少し出ております。

それで今、実際に相談者が多いのが、フードバンクの新規利用ですとか、経済的な困窮が表面に出てきているということは実感しております。

加えて、就業支援につきまして現場の声といたしましては、国のこども未来戦略で児童扶養手当の拡充の関係で一部支給と全部支給ですね。そちらの金額を上げていくというお話が出たのですけれども、実際のところ一部支給、全部支給の全部のほうの所得の制限のところまでしか働かないという意見が相当出ておまして、そういう生の声を聞いているということで、こちらの国の政策の動向も見守っていかなければいけないというところなのですが、支援員は積極的に就業支援につなげていくというように働きかけをしているところでございます。

以上でございます。

○森田委員長 ありがとうございます。

関連の担当の方にたくさん話していただいて、私たちも知りたいことがたくさんありました。ありがとうございます。

それでは、森委員はたしかオンラインでしたね。御発言いただけますか。

今の福生市の御報告につないでですが、委員として今、東京都の報告を聞かれて感想であるとか、自己紹介を兼ねてお話いただけますでしょうか。

○岡本課長 森委員、マイクが入っていないようなのですけれども、お声がこちらに届いておりません。

○森委員 本日、マザーズハローワーク事業というものを提示しております。都内3か所でマザーズハローワーク、そして7か所のハローワークの中にマザーズコーナーというものを設置しています。子育て中の女性やひとり親の方でお仕事をお探しの方に、原則としまして担当者を決めまして、担当制できめ細やかな就職支援を行っております。

仕事と子育てを両立しやすい求人をおどものほうで確保いたしまして、お仕事を探している方のニーズに応じて求人情報を提供させていただいております。地方公共団体や関係

機関、NPO機関などと連携しまして、保育所・子育て支援サービスなどの情報についてもお仕事を探している方に提供しております。この事業を通じまして、私どもとしましてはひとり親の方の経済的自立に多少なりともお手伝いできればと考えております。

以上でございます。

○岡本課長 今ちょっと音声聞き取りづらいところがありましたので、森委員が御発言いただいた内容を少し後でお聞きしまして、皆様には会議終了後にメール等で共有させていただければと思います。ありがとうございます。

○森田委員長

続きまして、横井委員と泉谷委員は先ほどお話をいただきましたので後のほうに回させていただきます、まず住宅関係で東京都の住宅政策本部住宅企画部の小川委員にお願いしたいと思います。

○小川委員 東京都住宅政策本部の企画担当課長をしております小川と申します。

私は、我々のほうで取り組んでいます住宅政策の観点から取り組んでいることをお話しさせていただきたいと思います。

大きく住宅政策と言っても、公営の都営住宅での対応やJKKという公社が提供している公社住宅、それから民間の賃貸住宅ですとか、民間の分野で取り組んでいる支援だとか、そういったところになろうかと思っております。

現行の第4期の計画においても、それぞれ施策を位置づけて取組を進めているところでございますけれども、この後、都営住宅の関係はまた吉川委員からお話があるかと思うので、主に公社住宅や民間住宅のほうのお話をさせていただければと思います。

第4期でも位置づけされている取組なのですが、例えばひとり親家庭の方を対象に公社住宅、JKKが提供している住宅なのですが、入居するためには一定の収入がないといけないという審査基準がございまして、例えばひとり親の家庭の場合には公社住宅への入居機会の確保ということで、収入審査の緩和の取組をしているところでございます。

具体的には、月収の基準に満たない場合でも、公的な児童育成手当等を合算して一定の収入にみなすというような緩和の取組をしています。

また、一定期間、対象の住宅の家賃を20%ほど割り引く取組を「こどもすくすく割」というような名前をつけて周知しながら行っているところでございます。

また一方で、民間の一般賃貸住宅にも、先ほどの調査でもやはりそういったところに入られている方というのは非常に多いかと思っております。ひとり親家庭に限定しているものではないのですが、子育て世代全体というところで住宅確保要配慮者ということで国で取組をしているスキームがございまして、それも東京都でも積極的に取り組んでいるところでございます。

例えば、高齢者の方も含まれるのですが、住宅確保に配慮が必要な方に子育て世帯も含まれてございまして、その方たちの居住の安定を図るために、オーナーさんがそういった方の入居を拒まない民間賃貸住宅を登録していただいて、子育て世帯につなげていくとい

う取組をしているところでございます。

さらに、そうした取組を支援していただく居住支援法人を認定しておりまして、居住支援法人が入居者への情報提供や相談、それから見守りですとか、生活支援関係の取組にも東京都として支援をしているところでございます。

ただ、こういった居住支援の取組は、やはり区市町村などの現場のお力なくしてはなかなか進まないところもございまして、区市町村におかれましても居住支援協議会という協議会の設置を進めていただいているところでございます。今は大分、設立が進んできているところで、区市町村の取組に対して他県等の取組事例の情報共有などを図りながら、全体的な居住支援の推進を図っているところでございます。

住まいの観点からも、ひとり親家庭への支援をどう取り組めるかというところは、今回またいろいろ考えさせていただきたいと思っておりますのでございます。よろしくお願いいたします。

○森田委員長 ありがとうございます。

福祉の分野でも居住福祉というのは今とても大きなテーマになってきていまして、次の吉川委員からの御報告と絡んでくると思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○吉川委員 同じく住宅政策本部都営住宅経営部の吉川と申します。

お話にございましたように、私からは都営住宅に関して簡単に御説明させていただきます。

都営住宅に関しては、ひとり親の方を対象とした優遇制度を幾つか設けており、例えば当選倍率の優遇として、通常、都営住宅は抽選で入居者を決めますが、ひとり親の方は当選倍率を7倍にして当選しやすくしているところでございます。また、全体の都営住宅そのものの募集戸数も順次増やしているところですので、そういった意味でもひとり親の方も少しずつ都営住宅に入居しやすいようにしているところです。

また、併せて、抽選ではなくポイント募集というものがあり、こちらは家賃が高いとか、家が古いとか、そのような困窮度をポイントで換算して、ポイントの高い方、住宅困窮度の高い方から入っていただくという制度があります。こちらはそもそも応募できる方をひとり親の方や障害をお持ちの方などに限定しており、そのような制度でもひとり親の方を対象とすることによって都営住宅に入りやすくしています。

また、先ほどお話にもありましたが、福祉局と連携して、母子生活支援施設から退所される方の住宅をあらかじめ別枠でお渡しして、福祉局で退所者の方向けに都営住宅を使っただけという制度も行っております。

そのほか、ひとり親に限りませんが、若年子育て世帯への住居の提供として、ひとり親を含む子育て世帯向けに都営住宅の募集を、通常の一般の方向けのものと別枠で募集を行っています。その中で10年間住める、原則10年間の定期使用という募集と、毎月行っている期限がない募集の2種類ありますが、昨年度から10年間の期限の定期使用の戸数を減らし、毎月募集している期限のない方を増やすという取組も行っております。

毎月募集では入居を申し込める機会が増えます。期限がないということもありますのでひとり親の方を含めて御利用いただけるので、都営住宅の募集に関していろいろ拡充しているところがございます。

引き続きこのよう事業を進めてまいりますので、またいろいろ御意見をいただきながら取り組んでいければと思います。よろしく願いいたします。

○森田委員長 ありがとうございます。

それでは、産業労働局のほうから石島様お願いいたします。

○石島委員 産業労働局の石島と申します。

私から、産業振興や就業支援を行っている部署でございますので、そういった観点から御説明をさせていただければと思います。

先ほど事務局から御説明いただいた、ひとり親家庭の現状の調査とかにも出ていましたが、特に母子家庭を中心に低所得で経済的な自立が困難な状況が大きな課題となっているということもございまして、様々な施策を打っているところではございますが、昨今の雇用情勢からすると、大分、雇用情勢は改善傾向にありまして、今はどちらかという企業現場では人手不足が大きな課題となっているという状況でございます。

そういう意味では、就業という観点ではかなりチャンスというような状況ではあるのですが、人手不足の観点で言うと、女性の就業率が世界的に見てもジェンダーギャップと言われているようにまだ低いところもあったり、ジェンダーギャップ指数で言うと、賃金格差、先ほどの調査にもあったように、特に女性は男女比で見ると賃金が低い、世界各国と比べても低い傾向にあるとか、あとは管理職割合も低いといった日本特有の雇用の関係の課題を抱えている状況でございます。

先ほど泉谷委員からもお話があったように、ひとり親家庭の方は仕事をしている親の姿を子供に見せていくことも大事というお話もあったのですが、女性の就業支援をしている立場から現場の課題もお話しさせていただくと、仕事と家庭を両立できる仕事を探されている方について言える傾向ではあるのですが、インポスター症候群と言われるような、なかなか自分には無理だろうというような思い込みもあり、例えば実際に仕事を探すという段階になった場合に家庭と両立しながらは難しいと思いがちで、非正規雇用での就業を選択してしまうというようなことが指摘されております。

そういう意味で、正規雇用の支援ということで、例えばなかなか活躍している女性のロールモデルみたいなものが身近にいないというところもあるのでロールモデルや、メンター的な身近な相談相手をサポートさせていただきながら、女性の就業支援を実施しているというようなところがございます。

あとは、資料6-3のところでも2つほど、4期以降の新規事業で資料を御用意させていただいておりますので、この2つの事業を御紹介させていただければと思うのですが、資料6-3の中の2と3の部分です。番号でいうと2番、2の2になるのですがけれども、「非正規・ひとり親・困難を抱える女性等向け就業自立支援」という事業でございます。

東京都の就業支援拠点として東京しごとセンターがございまして、そこでキャリアカウンセリングや各種能力開発のセミナーを開催したり、職業紹介までワンストップでサービスを実施している機関です。飯田橋と立川にあるのですが、なかなかひとり親の方に支援が必ずしも行き届いていないという課題がございまして、例えば住宅政策本部と、あとは福祉局とも連携させていただいて、都営住宅にお住いのひとり親の方とか女性福祉施設を御利用されている方等にもアウトリーチでしごとセンターの事業のサービスが受けられるような事業を今年度から始めているところでございます。

それから、3番は職業訓練ですが、「ひとり親向けオンライン訓練・就活支援事業」ということで、ひとり親の方はお子様を抱えながら訓練校に行って訓練を受けるのは難しい方もいらっしゃるということで、e-ラーニングで自宅にいながら訓練が受けられるように、PCやWi-Fiを無償で貸与して、自宅で資格やスキルの習得に役立つようなプログラムを受けられるといった事業も、令和4年度から開始しているところでございます。

私からは以上です。

○森田委員長 ありがとうございます。

それでは、もう一方ですね。畑中委員、どうぞお願いいたします。

○畑中委員 福祉局生活福祉部の企画課長をしております畑中と申します。

私どもの部では、生活保護や生活困窮者自立支援法を所管している部署ということで、ひとり親家庭に限らず、低所得対策を行う部になってございます。

昨年の夏の福祉保健局の福祉局と保健医療局の分割に伴いまして、私どもの部に医療助成課も加わりまして、ひとり親家庭医療費助成事業、通称マル親も私どもの所管になりました。一般的な低所得対策を行うとともに、法に基づかない部分で東京都独自でフードパントリーへの支援ですとか、中学3年生、高校3年生に向けた受験生チャレンジ貸付けや、物価高騰対策ということで令和4年から5年にかけては「東京おこめクーポン事業」ということで、お米を中心とした現物を非課税世帯の方にお配りし、今年度は「物価高騰対策臨時くらし応援事業」で1万円分の商品券をお配りするという事業について、ちょうど先週の金曜日に対象者の方に事前の御案内を行っております。

物価高騰がいつまで続くかというのがなかなか分からない部分ではありますが、多分、一過性に終わらず、いろいろな施策を実施していかなければいけないと考えているところでございます。

また、住宅政策本部や産業労働局を含めて低所得者の自立支援に向けた取組は引き続き行っていくこととなりますので、皆様方の意見も踏まえながら、よりバージョンアップしていければと思っております。

○森田委員長 ありがとうございます。

お一方ずつ御紹介がてら現在の取組についてお話いただいたのですが、横井委員と泉谷委員から一言、もしここに付け加えるようなことがありましたら、泉谷委員どうぞ。

○泉谷副委員長 ひとり親や生活困窮者への制度はたくさん用意していただいているなど

思うのと、皆さんのお話の中にもあったのですけれども、それが本当に必要な人たちに届いているのか、情報が届いているのかというところが課題になるのかと思いました。

なぜ利用が伸びないかというときに、日本人の特性として公的な支援を受けるということに対しての後ろめたさみたいなものはあって、特にひとり親家庭に関しては、例えば離婚でのひとり親家庭では親の都合で別れたのだから親が頑張ればというようなことがやはりまだ社会の中であって、そういうことで後ろ指を指されるのではないかと、サービス利用を躊躇するところに少なからずなるのではないかと考えています。

サービスを利用する権利というのを私たちが持っているにもかかわらず、権利をなかなか日本人は行使するのは上手ではないと思うのと、その辺について今は子供の権利についてとても言われてきているので、子供のうちから困ったときには頼っていいという権利があるということを伝えていく中で、親御さんにそのことを伝えてもなかなか上手くいかないのだとしたら、子供のほうからアプローチしていくということも必要ではないかと思いつながらお話を聞いておりました。

先程インポスター症候群や児童扶養手当の全額支給の枠までは働かないというお話があったのですけれども、やはりおっしゃってくださったようにロールモデルがない。今の子育て世代の人たちの親御さんは、日本がモデルにしてきた、男性が外で働いて女性が家庭を守るみたいなどころを見て育ってきた世代の人たちがまだ残っているとなるとなかなか働くということに対しての自信のない女性はとても多いだろうと思います。

一方で、働かないことによって女性の貧困という問題があって、森田委員長が多分ずっと携わっていたところだと思うのですけれども、今、子育てをしているから制限して働かないとしてしまうと、子育てが終わった後から働き始めても、結局その方の生涯収入というのはすごく限られたものになって、多分、生活保護の分野で多くの高齢の女性が受給されているという背景は、そういうところにあると思います。子育てをしていると目の前のことだけに目がいってしまうのですけれども、やはり女性が生活をしていくのに長い目で見るときに、自分の生活も考えていかないと、お話しいただいた児童扶養手当の全額支給の枠の中で働くことや、働くのに自信がないというところは改善していかないと、

ただ、それを突きつけられてもロールモデルがないと、どうしたらいいかわからないと思うので、女性の就業支援と女性の貧困対策というのがセットでないと、なかなか改善していかないのかなと思いつながらお話を伺っていました。様々なことを教えていただいて、大変ありがたかったです。

以上です。

○森田委員長 では、横田委員も一言どうぞ。

○横井委員 横井です。

都営住宅は結構入居しやすくなり、母子割等で母子生活支援施設の入所者はとても助かっています。それで、私たちのところは居住支援プラス総合支援で、法的部分や保育、教育も含めて総合的に支援するのですが、居住支援プラス地域の中のソーシャルワークとい

うところを、どういうふうに行っていくのかというのは、木村委員から先ほど切れ目のない支援のお話を聞いて、そのような支援が地域で展開されることによって虐待にならないとか、生活の困難を乗り越えられるのではないかと考えています。例えばショートステイとかトワイライトステイは、国は総量を増やすと言っていますし、子供の生活学習支援事業というのも地域での支援の拠点をどれくらい増やせるのか、その拠点を増やすということは中身として何なのかということ、子供が来て、子供から家庭の様子が見えて、そこにソーシャルワークをやっていける可能性があるということです、就職支援も学習支援も、私の中で思っているのは、小学校区に1個は欲しい、最低中学校区にはそういう拠点があって、行政の公的な支援もあるなど、そういうところが協働していくと、支援が必要な方が拾われていき、民間の専門職などの支援者が様々な制度も知りながらつなげていく可能性が出てくるかということについて、皆様にもお考えを聞きたいと思っています。

以上です。

○森田委員長 ありがとうございます。

それでは、少し私から次につなぐ形でお話をさせていただきたいと思います。

ぜひ、後でまた今日御参加の様々な部署から御意見をいただけたらと思うのですが、私が4期のこの計画をお手伝いさせてもらってから、法律的にも大きな変動期にあったと思います。

1つは、ひとり親というときにももちろん父子の問題もありますが、母子家庭に大きく影響を与える問題としては、やはり困難女性支援法が新法として成立している点と、こども基本法が整備されて、実はその両方に足をかけているのがひとり親家庭です。困難な女性の支援、そして子供たちがある意味で言えば社会の中できちんとした位置を占めていくということ、この両方の権利を踏まえて私たちはひとり親政策を位置づけなければならないと思います。

それで、この問題というのは、実は常に、ひとり親問題を私のように福祉領域で考えていく際に、なかなか問題として把握するのが難しかったし、制度として様々な政策を提案するときに他部署にまたがっていくがゆえに、なかなか分かりづらい。連携がどのようにされれば、どういう成果につながっていくのかということの見通しが、なかなかつけられなかったということもあるわけです。それで、世界各国の状況を見ていくに当たっても、そこで取られているものがやはりここでも表れていると思います。

1つは、世界中がメンターを取り込む。つまり、具体的に自分のロールモデルになったり、あるいは様々な伴走者としてのメンターが必要だ。仕事の場合も暮らし全体もそうだと思うのですが、そういうところの仕組みをどうするのか。

具体的には、ちょうど先ほどお話がありましたけれども、ひとり親のホームヘルプサービス、国の制度でいくと日常生活支援事業ですが、この制度自体として、生活支援と、子育て支援という2つの大きな柱があって、この問題というのは実は就業や生活の安定にとっても大きく寄与するものだろうと思われそうですが、なかなか一般施策と個別のひとり親とい

うところにつなぐというとき、これは最初、いわゆる母子の先輩みたいな人たちが後につなぐ人たちのサポートをするみたいな形で制度としてはスタートしています。そういったものを一般施策に、広げることによって使いやすくなり、利用も増えてきたと思うのですが、実際のところ問題は、先ほど泉谷委員や木村委員がおっしゃったように、まさに地域の自立支援の相談に当たっている人たちがきちんとつないでくださらないと、この制度の利用にはなかなかつながらない。また、このサービスが各自治体できちんと普及していかないとやはり使いにくいわけです。

そういう意味で言うと、ひとり親というのが置かれている状況というのは、すごく問題が複雑にクロスしていく。このクロスしていくところをきちんと当事者の目線で把握していただけている方たちが地域にいらっしゃるか。そして、その方たちが伴走というところまでできるのかどうかということですね。

就労のところで、私はたしか4期するときにもお話ししたと思うのですが、ちょうど障害のサポートみたいな形で伴走できる人がいたら、ひとり親の方たちが不安な中で就労を始めるときにどんなに心強いだらう。障害の人たちと同じような形で制度設計できないだらうかということをお話ししたことを思い出しました。

まさにそれが具体化されていて、こういうときにロールモデルみたいなものが示されていけばとてもいいですし、そして非常に不安定な状況の中で子育てをし、そして仕事を始めようとしている、あるいは体調の悪い中で、少し社会の中に参加しようとしている人たちに対して、誰がどのように地域で支援をし、そしてその支援が伴走という形でできるか。伴走を全部公的にやるというのはなかなか難しい。

支援する人に対して人権侵害が起きないように、しっかり理解された方が伴走してくださるか。それは、様々な調査をしてみると、今の日本社会の中でこのような伴走者をボランティアで募集するという時代ではないということも感じます。

そういう意味では、住宅政策なども含めて、自立というときに家庭や家族というものをよすがにできないという人たちが、一体、誰にどのような形で伴走してもらうのか。これは実は世界中が本当に悩んで模索している取組でもあります。

先ほどあまり話はありませんでしたけれども、私が基礎自治体で関わっていると、例えばシェアハウスなどもこういった取組として始まってきていますし、具体的にはじゃ若年困難女性ではシェルターがとても今増えてきていて、シェルターやシェアハウスのようなもの、何らかの形で伴走してくれる家庭の代わりをするものですが、こういうところを訪問しますと、その熱意だけに頼っていたのではこの日本社会の中で限界が絶対にくると思われれます。こういったものの今後の扱い、東京都ならではの扱いは考えていかなければならないのだらうと思います。

これは、私のように50年も福祉の領域で仕事をしてきた者から見ると、本当に東京都のひとり親施策というのは私が師と仰いだ人たちがずっと走馬灯のように浮かぶわけですがけれども、絶対に東京都は国よりも一歩先んじた政策を打つということをずっとおっしゃっ

てきました。

ですので、本当に東京都の本計画は大切なものであるし、そして胸を張って日本社会、あるいはもっと言うと世界に冠たるひとり親に対する将来をきちんと見据えた政策として打ち出さなければならないということを仰っていましたので、そういう意味で言えばそういったプライドと、そしてある意味では責任という両方を背負いながら今回の自立支援計画の第5期に向かわなければいけないということを、私は今日のお話を聞きながらとても思いました。

現在、総合的に問題があるわけですがけれども、国の法律改正、東京都も東京都こども基本条例をつくりそして、子供ビジョンもしっかり動いている中でありますので、やはり第4期のときにはほとんど手がけることができなかつたひとり親、母子、父子、両方に育っている子供たちの声をきちんと把握していく。そして、それをひとり親政策の中にもきちんと反映させていくことが、とても大事な時期だと思っています。

彼らが親の言うなりに生活を組み立てられるわけではなくて、子供たちにとってみれば学校だとか、友達だとか、あるいはその中で様々に活動してきた地域の方々などの支えがあって、自分の次の将来というものを見据えていく。私たちは本当にそのことをいろいろな形で知っておりますので、地域性を大事にしていく。そして、その地域から離れなくて済むような様々な支援というものも、やはり冠たる政策の中の大きな柱として、子供たちの参加による計画づくりということと、そして計画の実施というところまで持っていきたい。

どうしても、ひとり親になってしまうと保護的な親子みたいなものになりがちになってしまう。先ほど、仕事としても、親が働かない、働けないという中でのロールモデルの話もありました。

でも、一方で、そこに適切なサポーター、あるいは伴走者が出てくると、その子供たちはその人を一つのモデルにしながら、新しい自分自身のキャリア形成をしていくわけです。だからこそとても効果があるし、低年齢のところから子供支援をするということは、政策的にはとても効果があるということは、世界的な調査結果の中でもはっきりしています。

私はいつも思うのですが、ひとり親というのは最も家族として最初の形を支援できますので、この政策をつくるときに大事な一步をどういうふうに支えるかということで、法律改正を踏まえながらも、ひとり親というところに視点を当てて、親と子、両方の権利をきちんと守っていけるような政策に向き合いたいと思っております。

これで一通り皆さんからの御意見を頂戴いたしましたけれども、事務局のほうから何か補足的なことはございますか。

○岡本課長 皆様、いろいろ本当に貴重な御意見をどうもありがとうございます。

先ほど、東京都の新しい施策として就業推進の取組をしているというお話をさせていただきましたが、木村委員からもお話があったとおり、やはり手当との関係で正規雇用になると手当の対象外になるという微妙なところもあります。ですから、せつかく資格を取っ

でも就業をあまり希望しない方がいらっしゃるという課題もあるので、その辺りも関連してくるということを感じたところです。

ですから、自立を目指すといっても、泉谷委員がおっしゃるとおり、どこをそれぞれの自立のゴールにするのかとか、そういった辺りもまたいろいろ御意見をいただきたいと思いました。

あとは、つながっていくということが大事だとなると、都の施策として相談の拠点を設けていますけれども、やはりその地域での拠点とか、区役所や市役所の相談窓口だけではない、横井委員の仰った、例えばこども食堂とか子供の居場所等からとどのようにつながるかなど、今後検討していかなければいけないと感じているところです。

また次の議題にも関連しますけれども、森田委員長から御示唆のあった子供の声を聞くなど、つながりということを見ると、例えば区市町村の取組状況等を把握させていただくことも今後検討の材料に必要というふうを感じたところでございます。

事務局からの補足としては以上です。

○森田委員長 ありがとうございます。よろしいですか。

それでは、議題2ですね。ひとり親世帯の現状、様々な機関による福祉施策の進捗状況、について、第5期の計画において検討すべき議題など、追加意見については、以上でよろしいでしょうか。

○岡本課長 はい。

○森田委員長 それでは、議題3「関係機関等への調査・ヒアリングについて」、事務局から説明をお願いいたします。

○岡本課長 資料8の「関係機関等への調査・ヒアリングについて(案)」という資料を御覧いただければと思います。

第5期の計画の策定に当たりまして、ひとり親家庭の支援対策を今後検討していくに当たりまして、関係機関等への調査・ヒアリングによって状況の把握をするということが大事かと考えております。

1番目の「ひとり親家庭への調査」は、令和5年度に実施済みで資料5の「直近の調査結果に基づくひとり親の現状」の資料にも一部、結果を抜粋させていただいているほか、参考資料としてもこちらのアンケートの概要というのは御用意しているところです。

ですから、こちらは一応終了しているのですが、それ以外にも関係者への調査・ヒアリングを行っていきたいと思っております。冒頭のスケジュールのところでも申し上げたのですが、母子・父子福祉団体、当事者の方たち構成され、母子や父子、寡婦の支援をしていらっしゃる団体さんに御意見を聞く場を次回の委員会で設けたいと考えております。都内全域で活動していらっしゃる母子・父子福祉団体である、公益財団法人の東京都ひとり親家庭福祉協議会と、NPO法人のしんぐるまざあず・ふぉーらむの2団体へヒアリングを行いたいと考えております。

第4期のときは委員に入っていたいただいていたのですが、今回はヒアリングという

ことで御意見をお聞きできればと思っております。

お聞きする内容としては、案として書かせていただいているのですが、独自に支援をされていらっしゃる支援者の立場としてどういう支援をされているか、関係機関等とどのようにつながっていらっしゃるかという辺りをお聞きできればと思っております。また、東京都でひとり親家庭支援センターというのを立川と飯田橋に設置をしているのですが、その運営の受託者が立川はひとり親家庭福祉協議会、飯田橋はしんぐるまざあず・ふぉーらむで、それぞれが運営受託者なので、受託されているお立場からの利用者の状況や支援に当たってどのような工夫をされているかといった辺りをお聞きできればと思っております。

また、当事者を中心として構成されていますので、その当事者としてどういう支援が必要だと感じていらっしゃるか。裏を返せば、不足していると感じていらっしゃる支援はどの辺りなのかというのをお聞きして、この会議の場にお呼びしましてヒアリングし、委員の皆様とも意見交換をさせていただいて、今後の事業の展開等を検討するときに御参考にさせていただければと思っております。

それ以外には区市町村への調査というのでも検討しておりまして、区市町村で事業を実施するときどういうことを課題に感じているかですとか、都に支援を求める内容があるかどうかですとか、あとは先ほど森田委員長からもお話があったとおり、つなぎ方でしょうか。相談からどのようにつないでいくかというのを横井委員が仰っていた母子生活支援施設の利用というところ、入所させる立場というところにもつながると思うのですけれども、そういった辺りを区市町村の課題と把握というところでできればと思っております。

あとは、最後にこども大綱、こども基本法も踏まえて、子供の意見、ひとり親家庭への支援という親のほうの目線で今まで中心的に計画を策定しているところもございまして、子供にとってどういう支援が必要なのか、子供の意見が反映できればということで、ヒアリングのような形で対象とするお子さんは今後検討しますが、悩み事や困り事、必要だと思う支援、どういう居場所がひとり親家庭の子供たちにとって望ましいのか。離れて暮らしている父とか母に対してどういう思いを抱いているのかという辺りを、少しお聞きできればと思っております。

一旦、計画策定に向けてこういったところを今後確認していくというのを事務局の案として考えておりますので、こういった視点も必要なのではないかというような御意見があればいただけたらと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○森田委員長 いかがでしょうか。私はぜひ子供たちの話は聞きたいし、聞く機会があったらぜひ私も参加させていただきたいと思っておりますが、よろしいですか。

昔、東洋大学でちょうど今から20年くらい前にその当時ヒアリングをした人がもう大学の教員になったりしていますので、本当に昔の話ですけども、別れた父に会いに行くなどという活動を学生たちが行ったことがあって、思い出しました。学生たちは本当に大人になって初めて自分がどんな世界で暮らしてきたかということで、ほかとの見比べをするわけです。

そんなときに、会ってみたいというような思いが出てきたり、あるいは親はどういうふうな気持ちで自分を育ててくれたのだろうというようなことを語り始めたり、私はたくさんさんのそういった学生たちの思いを聞いてきたのですが、最近の子供たちの語りを聞いていますと、ひとり親家庭の方たちもたくさん実は小中学生で語っていますので、多分やろうと思えばたくさんの子供たちが参加してくれると思います。ぜひそんなこともきちんと位置づけながら、私たちが地域ということをどんなふうに大事にしていくのかという話合いができたらいいなと思います。

横井委員、参加してくれる人はいっぱいいますよね。

○横井委員 そうですね。いると思います。

○森田委員長 そうだと思いますので、心配しないで企画をしたいと思います。

ただ、急がないと、私も自治体の計画に今、関わっていると、夏に多くの自治体が子供・子育ての計画づくりで、子供たちがいろいろなところの会議体に呼ばれていまして、結構やる気のある子供たちには、もう予定はいっぱいですとかと言われそうな感じがします。少し早めに企画しないと難しいかもしれませんので、お願いしたいと思います。

ほかには、ありませんか。大丈夫ですか。ありがとうございました。

それでは、特段今日の議事についての御意見、追加はないようですので、本日はここまでということにしたいと思っておりますが、事務局からの御案内はございますか。

○岡本課長 本日は長時間にわたり、様々御意見をいただきましてありがとうございます。

今後、皆様の御意見を参考にしながら検討させていただくのと、ヒアリング・調査につきましても、また実施の前などに委員の皆様方にはいろいろ確認をさせていただいて御相談しながら進めさせていただければと思っております。

第2回の検討委員会なのですけれども、冒頭に申し上げたとおり8月の中旬頃を予定しておりますので、改めて日程調整表をお送りさせていただきますのでよろしく願いいたします。

2回目につきましては、母子・父子福祉団体からのヒアリングや母子生活支援施設について議論いただいて、現状を踏まえた課題の整理と今後の方向性という辺りを検討させていただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日、机上に配付した資料につきましてはお持ち帰りいただいても結構ですし、机上に残していただければ後日郵送させていただきます。

参考資料につきましては、次回以降もまた机のほうに御用意させていただきますので残していただければと思います。事務局からは以上でございます。

○森田委員長 それでは、本当に今日は長時間にわたり御参加いただきましてありがとうございました。

これで、本日の検討委員会は終わりにさせていただきたいと思っております。どうも失礼いたします。

午前11時45分閉会